

奈良県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二五号
- 三 道路の区域

区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
奈良市小倉町一五番六先から 奈良市小倉町三五番一先まで	前	三・九 ） 五・五	二九〇・五	
	後	七・三 ） 一一・四	二九〇・五	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和五年九月一日